

治承三年のクーデターと貴族社会——花山院流と藤原基房——

松 蘭 齊

はじめに

息子二条天皇の中継ぎ的な存在として即位した後白河天皇は、讓位後も、政治に積極的な二条天皇の前に、父鳥羽上皇のような院政が実現されず、二条崩御後も平清盛の政権によりその支配を脅かさず、さらにその崩壊後も木曾義仲や源頼朝らが次々と台頭し、その政権にダメージを与えたため、なかなか安定した権力を保てなかったのは周知の事実である。

それは、後白河上皇ばかりでなく、摂関家以下の王朝貴族たちも同様で、様々に浮き沈みする権門たちと離合集散を繰り返し、解官されたり追放されたり、時には命をも失った者がおり、その変動の激しさは変貌しつつあった貴族社会そのものに更に大きな影響を与えたと考えられる。

本論では、後白河院政期においてもっとも大きな政変と考えられる治承三（一一七九）年一月に起きた平清盛によるクーデターを分析することによって、この時期の貴族社会における諸勢力の動向を明らかにしてみたいと思う。

このクーデターは、清盛の政権掌握の過程を見ていく際に必ず言及され論じられる事件であるが、その影響については、後白河院の近臣が多く解官されたことによる院政へのダメージ以外はあまり問題にされない傾向がある。しかし、「近臣」そのものも様々な立場の人々を含みこんでおり、私自身従来から関心がある武家平氏と貴族社会との関係¹についても、新たな見地を与える可能性を持つていると考えられる上、後白河院政の構造や実体についても何らかの示唆を示してくれそうである。

分析に入る前に、このクーデターの顛末を簡単に示しておこう。

治承三年十一月一四日、藤原兼実の日記『玉葉』や同忠親の『山槐記』などによれば、この日、「入道相国」清盛が突如「武士数千騎」を率いて上洛、八条邸に入った。京の人々は、その理由がはっきりとわからなかったので大騒ぎとなり、不安に怯え、家財を運び出し避難を始めるという有様であった。翌一五日、「天下大事出来」と驚くべき情報が飛び交った。関白基房が罷免され、その甥に当たる基通にすげ替えられたという。さらに清盛は、彼の娘中宮徳子や東宮言仁（後の安德）を連れて福原へ下つてしまおうともいう。人々の気持ちがやや落ち着いた一七日、さらに追加の解官が発表された。

清盛が、武力を背景に、このように先例のない過激な人事に及んだ理由については、すでに『玉葉』『山槐記』に当時の見解が書き留められており、整理してみると、**①**清盛の長男「故内大臣」重盛の知行国越前をその子維盛に伝えず、没収して院分国としたこと、**②**やはり清盛の娘で白川殿（平盛子、基実室）の管理下にあった摂関家領を院の支配下に置いたこと、**③**故基実の嫡子基通（従二位・右中将、二〇歳）を、関白基房の子師家（正三位・権中納言、八歳）によって超越させたこと、そして**④**後白河が摂関基房と「同意」して他にも国政を乱していることの四点である。従来のクーデターが起こされた原因については、**①**～**③**を中心にその背景を分析

することで進められてきた。**④**は、確かに**①**～**③**のことをまとめて言っているともいえないことはないが、「凡そ此の外、法皇と博陸と同意、国政を乱さるるの由」とあるように、**①**～**③**以外にも、この二人による何か清盛を最後の手段に踏み切らせた可能性がある。この時期の不安定な院政と弱体化しつつあった摂関家の政治的地位、共に天皇家・摂関家という二大権門の「家」の正統な跡継ぎではなかった後白河・基房という二人の関係は、これまでも言及されることは多かったが、もう少し具体的に分析する必要があると思う。

一 クーデターによって解官された人々の分析

このクーデターによる人事は少なくとも四つの段階によって実現されていく。

第一段階が、クーデター初日の一五日に行われた関白基房とその子権中納言・左中将師家の罷免、それに代えて従二位・右中将にすぎなかった基通を関白・内大臣・氏長者に任ずることである。第二段階が、翌一六日の前僧正明雲を僧正に還任し、天台座主に還補すること。そして第三段階として、一七日、太政大臣藤原師長以下四人近い貴族を一挙に解官し、第四段階として、その残りの処分。これに平行して解官では済まされない者たちへの追放や処刑がなさ

れていく。

これら一連の処分は、その実施された順に、清盛にとつての重要度があつたものと推測される。クーデター初日にまず基房及びその嫡子師家の罷免が実行されたのは、やはりこのクーデターを起こした清盛の第一の意図がこれにあつたことを示しているよう。続いて治承元年以来、くすぶり続け、清盛と後白河院の懸隔の原因になつたとされる延暦寺問題を片付けるために明雲の復帰がなされた。その後、公卿・殿上人を含む多くの官人の解官が発表されていく。この解官自体、クーデターの三日目にすでに実施されているところからすると、あらかじめ処分対象者及びその後任等はリストアップされており、それを高倉天皇に示し、その同意の下にリストが上卿藤原実国（『山槐記』）に渡され執行されたものと考えられる。

これは、明らかに後白河の院政そのものの機能を奪う目的であつたことは確かであり、源資賢ら院に昵近する近臣中の近臣以外に、弁官など実務官僚にも及んでいることは、すでに指摘される通りである³。ただ、明確に近臣とは言えない者や頼盛などのような平氏一門、それに藤原兼雅（清盛の婿）・同季能⁴（清盛の子基盛の婿）など平氏と姻戚関係にある者も含まれ、それぞれ微妙な事情があるよう⁵で、もう少し細かく見ていく必要がある。

また、解官された後の処遇に違いがあり、やはり一律に院の近臣

の排除とだけでは済まされないように思われる。例えば、基房親子や源資賢一家のように解官後さらに京外に追放となつた人々、追放にはならなかつたものの復帰できなかつた者、解官されたがすぐに還任したり出仕を許された人々と出仕が遅れた人々など様々である。京外追放になつたにも関わらず、翌年七月に免ぜられ、養和元年一二月と遅れたものの、還任を果たした源資賢などは、後白河院が懇請したものと考えられ、院における重要度も反映しているようである。

そこで、この人事の特徴を浮かび上がらせるために、この前後に起きた、官人の処分を伴う事変と比較して見ることにしよう。

次の一連の表は、治承三年のそれを含めて後白河院政下において起きた四つの事変における解官者を表にしたものである。表1は、このクーデター以前に起きた安元三（一一七七）年の鹿ヶ谷事件、表2は、この治承三年の解官者の一覧。表3は、その四年後の寿永二（一一八三）年に起きた木曾義仲によるクーデター、表4は、文治元（一一八五）年に起きた源頼朝による肅清によるものである。以下、これらの表を比較しながら分析していく。

（二） 個々の肅清の規模・相違点

表1〜4を各階層における処分者の人数や家系にポイントを置いて比較したものが表5である。

表1 安元3(1177)年の鹿ヶ谷事件

氏名	官職	後任	家系	備考
藤原成親	権大納言	平宗盛	善勝寺流(家成子)	6,2 配流備前国 6,18 解官 7,13 「於難波薨去」
藤原盛頼	左少将・尾張守	平知度?	善勝寺流(家成子・成親弟)	6,18 解官
藤原成経	右少将・丹波守	藤原行雅?	善勝寺流(家成子・成親子)	6,18 解官
藤原親実	越後守	藤原雅隆	善勝寺流(家成子・成親子)	6,18 解官
(藤原光憲)	但馬守		信西流(貞憲子)	6,11 逐電
(藤原章綱)	式部大夫		日野流(有信子)	6,6 「先日捕召即放免」
中原基兼	山城守		?	6,4 解官 治承3,1,22 選任
(平成(業)房)	木工頭		維衡流(盛房子)	6,4 放免
惟宗信房	左衛門尉・檢非違使		?	6,4 解官
平佐(扶)行	左衛門尉・檢非違使		扶重(量)子	6,4 解官 6,7 被免
平康頼	左衛門尉・檢非違使		?	6,4 解官
基仲法師			?	6,7 被免
西光(藤原師光)			? (信西乳母子、「法皇第一之近臣」、加賀守師高父)	6,1 刎首
藤原師高	前加賀守		師光子	4,20 解官・配流尾張国 6,9 被誅
藤原師親	前右衛門尉		師光子?	6,9 被誅
藤原師平	前左兵衛尉		師光子	6,9 被誅
俊寛	法勝寺執行・権少僧都		村上源氏(雅俊孫)	6,6 停任
範玄	律師(興福寺)		長良流藤原氏(為業子)	6,1 「晦跡逃去了」

表2 治承3(1179)年清盛によるクーデタ

氏名	官職	*	出自	後任	備考
藤原基房	関白		摂関家(忠通子)	藤原基通(基実子)	配流(大宰権帥) 11,21 出家
藤原師家	権中納言・左中將		摂関家(基房子)	藤原良通(兼実子)	
藤原師長	太政大臣		摂関家(頼長子)		城外 12,11 尾張にて 出家
源資賢	権大納言・按察使		宇多源氏(済政流)		城外 治承4,7,8 被免勅勘 養和1,12,4 選任
藤原兼雅	権中納言・春宮大夫		花山院家(忠雅子)	藤原忠親	治承4,1,23 被聴朝参
平頼盛	権中納言・右衛門督		武家平氏(清盛弟)	藤原実家	治承4,1,23 被聴朝参
藤原実綱	権中納言		閑院(実行孫)		治承4,8,? 被免勅勘 12,19 頓死
藤原隆忠	右中將		摂関家(基房子)		寿永2,12,21 権中納言
藤原光能	参議・右兵衛督・皇太后宮大夫		長家流(俊忠孫)	藤原家通(右兵衛督) 藤原朝方(皇太后大夫)	治承4,7,8 被免勅勘 養和1,3,? 被聴朝参 9,23 選任
藤原親信	太宰大弼		水無瀬家(信輔子)	藤原隆季(太宰権帥)	寿永2,8,25 参議
藤原季能 ※	越前守(後白河院)		善勝寺流(俊盛子)	平通盛(教盛子)	12,16 内蔵頭
藤原定能 ※	参議・左中將		二条流(季行子)	藤原隆房	治承4,1,24 被聴朝参
高階泰経	大蔵卿・右京大夫・伊予守(後白河院)		成経流(泰重子)	藤原雅隆(大蔵卿) 藤原隆成(伊予守) 藤原基家(右京大夫)	治承5,5,26 更任(伊 与守)・養和2,3,8 大 蔵卿・寿永1,8,11 皇 后宮亮
平親宗 ※	右中弁		範国流(時信子)	藤原兼光	養和1,9,23 選任
平時家 ※	右少将・伯耆守		範国流(時忠子)	平忠度(清盛弟)	
藤原光憲	備中守	▲	信西流(貞憲子)	平師盛(重盛子)	
藤原顕家 ※	右少将・三河守		善勝寺流(顕輔孫)	平知度 (三河守、清盛子)	寿永1,10,7 選任(右 少将)
源資時 ※	右少将		宇多源氏(資賢子)		城外

治承三年のクーデターと貴族社会（松 蘭）

藤原範季	陸奥守(後白河院)・式部権大輔		季綱流(範兼子)	藤原実雅(翌1,28任)	
平 信業	大膳大夫		信重流・姉坊門局「法皇御第一者」	藤原済綱	
平 基親 ※	藏人・右少弁・中宮大進		行親流(親範子、母高階泰重女)	源兼忠(右少弁) 藤原行隆(藏人) 藤原宗頼(翌1,28任)	
平 業房	左衛門佐・相模守	▲	維衡流(盛房子)「院近習、御寵人」	藤原範能(相模守)	12,2 搦取・拷問 配流(伊豆)
藤原定経	美濃守(後白河院)		勸修寺流(経房子)	源則清	
藤原定輔 ※	右馬頭		水無瀬家(親信子)		
平 親国	加賀守(平親宗)		範国流(親宗子)	藤原保家	
藤原顕経	出羽守		善勝寺流(家保孫)	平信兼(翌1,28任)	
平 業忠	左馬権頭		信重流(信業子)	平信基(『山槐』11,28)	
藤原孝貞	阿波守		?	平宗親(宗盛養子)	
源 光遠	河内守		宇多源氏(仲親子、光行養子)	源康綱(翌1,28任)	
藤原知光	淡路守		長家流(光能子)	平清房(清盛子)	
藤原能盛	周防守		良門流(盛景子)	平範経	
源 信賢	但馬守		宇多源氏(資賢子)	平経正	城外
藤原為明	甲斐守		?	藤原宗隆	
中原宗家	大藏大輔		?		
中原尚家	佐渡守		?	平仲盛(翌2,20任、頼盛子)	
大江遠業	檢非違使・左衛門尉		?	藤原景高(左衛門尉) 藤原景尚(檢非違使)	11,21 自殺
平扶(資)行	檢非違使・左衛門尉	○	?	源光長(檢非違使・右衛門尉)	
藤原信盛	檢非違使・左衛門尉		良門流(盛景養子、磯部公春子)	藤原忠綱(檢非違使、忠清子)	
藤原為保	上総守(介)		?(為行兄弟)	藤原忠清	11,24 「被殺了」
藤原為行	前備後守		?(為保兄弟)		11,24 「被殺了」 生存?(『山槐』同4,3,18)
源 雅賢 ※	右少将		宇多源氏(資賢孫)		城外
高階経仲 ※	左衛門佐・常陸守		成経流(泰経子)	平宗実(重盛子)	
中原清重	檢非違使・左衛門志		?		11,19 解官
中原重成	檢非違使・右衛門志		?		11,19 解官
安倍(佐伯)久忠	檢非違使・右衛門府生		?		11,19 解官
大中臣忠清	伊勢守		?		11,19 停任
藤原兼盛	大舍人頭(白川殿倉預)		良門流(盛景子)		11,24 「被切手了」
藤原盛景(西景)	(院近習)		良門流(盛重猶子)		11,24 追捕
高階隆仲 ※	東宮藏人		成経流(泰経子)	高階親家(為清子)	12,11 以前除籍
平 親能 ※	東宮藏人		範国流(親宗子)	藤原邦隆(隆成子)	12,11 以前除籍
?	東宮帯刀		能成子		12,11 解却
大江業資?	東宮帯刀		大江遠業子		12,11 解却
藤原信実?	東宮帯刀		信景子		12,11 解却
藤原行雅	丹波守(藤原兼雅)		花山院家(忠雅子)	平清邦(邦綱子、清盛猶子)	12,12 解官
平 親俊(親房)	近江守		行親流(基親子)	高階為清	12,12 解官 養和1,8,15 越前守

注1) *は、鹿ヶ谷事件の際に関係し、解官もしくは失脚した者。2) 国司の後のカッコは知行国主。3) 後任の太字は、武家平氏関係者。4) 人名の※印は東宮殿上人。

表3 寿永2(1183)年、義仲によるクーデター

〔1〕

氏名	官職 〔受領のカッコ内は知行国主〕	*	後任	家系	備考
藤原基通	摂政		藤原師家	摂関家(近衛流)	
藤原実定	内大臣		藤原師家	閑院流(徳大寺家)	「任替」
藤原兼雅	権大納言	○		花山院家	「被停出仕」
藤原朝方	中納言		藤原隆忠	勸修寺流(朝隆子)	11,28 解官
藤原基家	参議		藤原隆房	持明院流(通基子、母源師隆女、上)	11,28 解官
	右京大夫		藤原季能	西門院乳母一条、妻が頼盛女)	
藤原実清	大宰大貳			善勝寺流(長輔子)	11,28 解官
高階泰経	大蔵卿	○		成経流(泰重子)	11,28 解官
平親宗	参議・右大弁	○	藤原兼光	範国流(時信子)	11,28 解官
源雅賢	右中將・播磨守(後白河院)	○		宇多源氏(済政流、資賢孫、養子)	11,28 解官
源資時	右馬頭	○		宇多源氏(済政流、資賢子)	11,28 解官
源康綱	肥前守			文徳源氏(近康子)	11,28 解官
源光遠	伊豆守	○		宇多源氏(仲親子、光行養子)	11,28 解官
藤原章綱	兵庫頭			日野流(有信子)	11,28 解官
平親季	越中守			範国流(親宗子)	11,28 解官 元暦1,3,17 還任
藤原朝経	出雲守(藤原朝方)			勸修寺流(朝方子)	11,28 解官
平知親	舌岐守			平知通子	11,28 解官
高階隆経	能登守(上西門院)	○	藤原基能	?	11,28 解官
平知康	左衛門尉 使			平知親子	11,28 解官
源政家	若狭守			?	11,28 解官
源資定	備中守			?	11,28 解官
源重隆	佐渡守			?	12,3 解任
源信国	右馬助			清和源氏(母信西女)	12,3 解任
紀頼兼	官掌			?	11,28 解官

注) *は、治承3年クーデターの際に解官された者。

〔2〕

左衛門尉	中原知親			?	11,28 解官
	藤原信盛 使	○		良門流(盛景子)	11,28 解官
	橘貞康			?	11,28 解官
	源清忠			?	11,28 解官
	清原信貞			?	11,28 解官
	藤原資定			?	11,28 解官
	藤原信景			良門流(信政子)	11,28 解官
	卜部康仲			?	11,28 解官
	藤原助頼			魚名流(則光子孫、宗景子)	12,3 解任
	源経国			?	12,3 解任
	平盛家			?	12,3 解任
右衛門尉	源季国 使			文徳源氏(季頼子)	11,28 解官
	藤原友実 使			魚名流(則光子孫、実信子)	11,28 解官
	安倍資成 使			?	11,28 解官
	源有綱			村上源氏(為平親王流、有信子)	12,3 解任
左兵衛尉	藤原時成			?	11,28 解官
	藤原定経			?	11,28 解官
	藤原実久			魚名流(則光子孫、助正子)?	11,28 解官
	平重貞			?	11,28 解官
	藤原家兼			?	11,28 解官
	源義任			?	12,3 解任
右兵衛尉	大江基兼			?	11,28 解官
	平盛茂			?	11,28 解官
	藤原基重			?	11,28 解官
	平康盛			?	12,3 解任
左馬允	藤原重能			?	11,28 解官
	藤原道貞			?	11,28 解官
	藤原基景			魚名流(則光子孫、基貞子)?	11,28 解官
	藤原遠明			?	11,28 解官
	中原親仲			?	11,28 解官
	中原親盛			?	11,28 解官
	平盛久			?	11,28 解官

注) 使: 検非違使

表4 文治元（1185）年、頼朝による粛清

氏名	官職	*	後任	家系	備考
藤原基通	摂政	○	藤原兼実	摂関家	文治2,3,12停止
平親宗	参議	◎	源雅賢	平氏（範国流）	12,29 解官
高階泰経	大蔵卿	◎	藤原宗頼	高階氏（泰重子）	12,17 解官 12,29 配流伊豆国
藤原光雅	蔵人頭 右大弁 越前知行		藤原光長・源兼忠 藤原行隆 藤原宗家	勧修寺流（光頼子）	12,29 解官
藤原頼経	刑部卿		藤原宗雅	師実流（難波、頼輔子）	12,29 解官 12,29 配流安房
高階経仲	右馬頭		藤原公佐	高階泰経子	12,17 解官
平業忠	左馬権頭	○		信重流（信業子）	12,29 解官
藤原能成	侍従			道隆流（長成子、義経と同母）	12,17 解官
高階隆経	越前守（泰経知行）	◎	（藤原実定知行）	高階泰経子？	12,17 解官
藤原公守？	美作守（実定知行）		藤原公明（実定弟 実家知行）	閑院流（徳大寺、実定子）	
藤原宗長？	陸奥守（院知行）		藤原盛実（源兼忠 知行）	師実流（難波、頼経子、頼輔 養子）	
小槻隆職	左大史		小槻広房	官務家	12,29 解官
中原信康	少内記			？	12,17 解官
平知康	左衛門尉	○		平知親子	12,29 解官
藤原信盛	左衛門尉 檢非違使	◎		良門流（盛景養子、磯部公春 子）	12,29 解官
藤原信実	？			良門流（信盛子）？	12,29 解官
藤原時成	左兵衛尉	○		？	12,29 解官
藤原章綱	兵庫頭	◎		日野流（有信子）？	12,29 解官

注）*は、治承3年及び寿永2年のクーデタの際に解官された者。

表5

	解官・処分された者の身分						総計	家系別処分者数 (諸大夫以上、多い順に)	配流・追放	死刑など
	摂関	公卿	殿上人	諸大夫	侍	その他				
安元3年	0	1	4	4	5	4	18	善勝寺流藤原氏4	1	4
治承3年	1	9	20	13	4	1	48	摂関家4（松殿流3） 宇多源氏（済政流）4 善勝寺流藤原氏3 公卿平氏6（範国流4・行親流2） 高階氏（成経流）3	7	2+α
寿永2年	1	5	6	8	35	0	55	公卿平氏（範国流2） 宇多源氏（資賢流）2 勧修寺流2	0	0
文治元年	1	1	9	2	5	0	18	高階氏（成経流）3 師実流藤原氏（難波）2	2	0

もつとも規模が大きいのが、この治承三年のもので、それに寿永二年が続く。しかし、公卿・殿上人など朝廷の上層部を三〇名も処分するに至った治承三年のそれは、一二名にすぎない寿永二年に比べると格段に大きなダメージがあったと考えられる。解官以外に、死刑・配流・追放・拷問も多く行なわれたことが当時の史料に散見するものこの時であった。

治承三年の公卿の構成を『公卿補任』により官職ごとに整理したが、表6である。武家平氏の上級官職への進出が、競る貴族層の不満を生じ、反平氏の気運を高めたといわれることがあるが、清盛は公卿については各ランク一名ずつに絞って

表6 治承3年の公卿構成

A			
関白	藤原基房 (36歳) ×	摂関家 (松殿流)	
大臣	太: 藤原師長 (42歳) × 左: 藤原経宗 (皇太子傳、61歳) 右: 藤原兼実 (31歳) 内: 平重盛 (42歳)	摂関家庶流 大炊御門流 摂関家 (九条流) 武家平氏	3,11上表 8,1 薨
大納言	藤原実定 (左大将、41歳) 源 定房 (50歳)	閑院流 (徳大寺) 村上源氏	
権大納言	藤原隆季 (53歳) 藤原実房 (33歳) 藤原邦綱 (58歳) 藤原実国 (40歳) 平宗盛 (右大将、33歳) 源資賢 (按察使、67歳) × 藤原宗家 (41歳)	善勝寺流 閑院流 (三条) 良門流 閑院流 (三条) 武家平氏 宇多源氏 (済政流) 中御門流	11,20 太宰権帥 7,12 辞 2,26 辞 10,9 任? 10,9 任
権中納言	藤原兼雅 (春宮大夫、32歳) × 平 時忠 (右衛門督・別当・中宮大夫、50歳) 藤原資長 (61歳) 藤原忠親 (中宮権大夫、49歳) 藤原成範 (45歳) 平 頼盛 (右衛門督、47歳) × 藤原実綱 (52歳) × 藤原実家 (35歳) 藤原師家 (左中將、8歳) × 藤原朝方 (皇太后宮大夫、45歳)	花山院流 平氏 (範国流) 日野流 花山院流 南家 (信西流) 武家平氏 閑院流 (三条) 閑院流 (徳大寺) 摂関家 (松殿流) 勧修寺流	1,19 辞 11,17 春宮権大夫 10,9 辞 1,19 任 10,9 任 10,10 任
参議	平 教盛 (52歳) 藤原家通 (37歳) 藤原実守 (右中將、33歳) 藤原頼定 (53歳) 藤原実宗 (右中將、35歳) 藤原長方 (左大弁、41歳) 藤原定能 (右中將、32歳) × 藤原光能 (皇太后宮権大夫・右兵衛督、48歳) ×	桓武平氏 白河流 閑院流 (徳大寺) 大炊御門庶流 閑院流 (西園寺) 勧修寺流 二条流 長家流 (公能養子)	11,17 右兵衛督 1,19 任 10,10 任
B			
蔵人頭	源 通親 (右中將、中宮権亮) 藤原経房 (左中弁、内蔵頭)	村上源氏 勧修寺流	同4,1,28 参議
蔵人・弁官	藤原重方 (右大弁) 平 親宗 (右中弁) ×	勧修寺流 平氏 (範国流)	
	藤原光雅 (蔵人・右少弁) 藤原兼光 (権右中弁)	勧修寺流 日野流	11,17 権右中弁
	平 基親 (蔵人・右少弁・中宮大進) × 藤原親経 (蔵人)	平氏 (行親流) 日野流	

送り込んでおり、少なくとも公事への上卿としての能力を問われる公卿については、かなり限定的に子弟を送り込んでいたと考えられる^⑤。以下、公卿・殿上人層を中心に考察を加えてみよう^⑦。

(a) 摂関

このクレーターの最大のターゲットが摂関基房であったことは、すでに触れた。この時、基房の子息師家や隆忠と共に解官された藤原頭家は、院の近臣ではなく、基房の寵臣として有名な人物である^⑧。他にも解官された人物の中に基房関係者がいる可能性がある。

もう一つ確認しておくべきことは、表5に見えるように治承三年以後の事変において、常に摂関が更迭の対象となっていることであろう。保安元(一一二〇)年一月に白河

表7 寿永2年11月の公卿構成

摂政	藤原基通 (24歳) ×	摂関家 (近衛流)	寿永3,1,22 遷任
大臣	左: 藤原経宗 (皇太子傅、65歳)	大炊御門流	
	右: 藤原兼実 (35歳)	摂関家 (九条流)	
	内: 藤原実定 (45歳) ×	閑院流 (徳大寺)	寿永3,1,22 遷任
大納言	源 定房 (54歳) 藤原実房 (37歳)	村上源氏 閑院流 (三条)	
権大納言	藤原宗家 (45歳)	中御門流	
	藤原兼雅 (36歳) ×	○ 花山院流	12,? 「聴出仕」
	藤原良通 (右大将、17歳)	摂関家 (九条流)	
	藤原忠親 (49歳)	花山院流	
	藤原師家 (12歳)	○ 摂関家 (松殿流)	11,21 摂政・内大臣
中納言	藤原成範 (民部卿、49歳)	南家 (信西流)	12,21 辞退
	藤原朝方 (49歳) ×	勸修寺流	寿永3,9,18 遷任
権中納言	藤原実家 (左衛門督、39歳)	閑院流 (徳大寺)	
	藤原実守 (皇后宮権大夫・左兵衛督、37歳)	閑院流 (徳大寺)	12,22 左兵衛督
	藤原長方 (左大弁、41歳)	勸修寺流	
	藤原家通 (右兵衛督、41歳)	白河流	12,22 右衛門督
	藤原実宗 (39歳)	閑院流 (西園寺)	
	藤原頼実 (29歳)	大炊御門流	
	藤原兼房 (31歳)	摂関家 (兼実弟)	
参議	藤原基家 (右京大夫、52歳) ×	持明院流	寿永3,9,18 遷任
	藤原定能 (左中將、36歳)	○ 二条流	寿永3,9,18 権中納言
	源 通親 (右中將、35歳)	村上源氏	
	藤原経房 (左大弁、42歳)	勸修寺流	寿永3,9,18 権中納言
	藤原泰通 (左中將、?歳)	白河流	
	平 親宗 (右大弁、40歳) ×	○ 平氏 (範国流)	寿永3,9,18 遷任
	藤原脩範 (41歳)	南家 (信西流)	11,20 出家
	藤原親信 (修理大夫、47歳)	道隆流 (水無瀬)	

院によって関白忠実が罷免されて以来、摂関の近臣化が進んだことは指摘されていることであるが、後白河院政の場合、摂関によつて支えられている側面を見逃すべきではないであろう。近臣的な関係にある摂関が不可欠な存在となっていたのではないだろうか。

寿永二年の木曾義仲による処分は、藤原兼実や同経房の伝聞⁹どおり、基房の指示であろう。基房にとつては、治承三年の際に奪われた摂関職を自己の「家」(松殿流)に取り戻すことが第一目標であり、後白河院が幽閉されて院政が停止されれば、幼帝後鳥羽のもと、摂政が朝廷の実権を掌握することになる。子息師家を強引に摂政に就け、それを操ることを目指したのである。

文治元年の時は、後白河院の院政に頼朝が楔を打ち込もうとしたものであり、治承三年の状況と似ているといえよう。摂政基通の更迭には、頼朝は消極的であつたという意見もあるが、¹⁰院政を停止しないという条件の上で、後白河の独裁を掣肘するためには、院と密接な摂関の排除が必要なことは、頼朝サイドにも理解されていたことであろう。院としては、一般公卿の近臣を通じて朝廷をコントロールするよりも、天皇に近侍する摂関(摂政の場合、天皇を代行する)を近臣化してコントロール

する方がよほど効果的であつたらう。頼朝は、朝廷において自身の追討に反対した兼実を処遇するために、というよりは、後白河に自身の院政の継続を取るか、摂政基通の更迭を取るかを交渉の材料にしたのであり、後白河の答は決まりきつていたはずである。当然基通は納得できるはずもなく断るが、妥協点を探る中で、基通の摂政はそのままで、兼実の内覧の地位を与えるという案が出されたのである。摂政の下での内覧では、兼実自ら日記に記したように、実権はないも同然で納得できないのは当然であるが、ともかく摂政の、引いてはその背後にいる後白河の楔には一応なると頼朝は見たようである。確かに基通にはショックだったらしく、サボタージュを引き起こし、正月恒例の叙位が流れてしまつたり、「両執政共相讓、無_二成敗_一之間、近日朝務偏如_レ無_二」⁽¹¹⁾ というような政治の停滞を引き起こすことになつた。朝政に混乱が続くのは必至の情勢であり、後白河は「朕天下事不_レ及_二口入_一」⁽¹²⁾ なるから、基通と兼実が「相共」に朝政を行うようにとのポーズを示し続けるが、その收拾の道はただ一つ、基通の更迭だけであつた。結局基通は辞任に追い込まれ、院に足かせがはめられることになる。頼朝サイドの計算どおりであつた。

(b) 大臣

治承三年の際に大臣で更迭されたのは、太政大臣師長だけであ

る。この時期の太政大臣は、外戚またはそれに準じるものに与えられる名誉職的な地位であり、⁽¹³⁾ 廟堂における地位を問題にするならば、河内氏がいうように処分の理由は判然としない。⁽¹⁴⁾ しかし、師長は解官されたばかりでなく、基房と同様に京外に追放され、後述する源資賢らのように召還の対象にもならなかつた。⁽¹⁵⁾ これはかなり重い処罰であり、清盛は当初から処分の対象に考えていた者の一人であつたはずである。これは樋口健太郎氏が指摘するように、⁽¹⁶⁾ 「摂関になり得る存在であつたから」というのが理由であろう。樋口氏が指摘するように師長は、当時の有識公卿の一人であり、有能な大臣ならば左大臣経宗同様に、未練の摂関基通の補佐としても必要であつた。しかし、すでに太政大臣に昇つてしまつた師長は、公事に関わりを持つことはない。加えて摂関の望みを断つて太政大臣に昇つたといつても、⁽¹⁷⁾ また兼実の言う如く太政大臣に昇つた者が摂関になつた先例はないといつても、後白河院政下に新儀がなされないとは断言できない。兼実のように、大臣でかつ摂関家であつても後白河院と距離を置いている者は問題ないが、師長のように近臣的な立場にいる者は、基房を更迭しても後釜になる恐れがあるという認識だったのであろう。

摂関家庶流の大炊御門流の出で左大臣にあつた経宗も、後白河院と距離を置いていた存在とはいいいがたく、また摂関師実の孫にあつた

る彼は、『愚管抄』によると、摂関を目指しているのでは、と人々に噂されていたらしい（『愚管抄』巻第五）。しかし、二条朝では、後白河に睨まれ、清盛の手によって流罪の憂き目にあったことが、彼のその後の官人としての人生を慎重なものにさせたのであろう。

閥閥関係は地味であり、長らく一上を勤め、公事に練達の廷臣として評価は高いが、それ以上の行動は見られない。かつ公事の場に限定されたその活動は、意図的に全方向に配慮されている観がある。

上級貴族や有識の家柄ばかりでなく、清盛の子弟たちのような新興の貴族子弟たちに対しても門戸を広げ、公事の師範として大きな声望があった。⁽¹⁹⁾この時期、東宮言仁（後の安德）の傳に就いていたが、政治的な思惑というより、その実績を評価されたことであり、清盛との政治的な近さを示すものでもないようである。

（c） 大納言

公事に上卿として中心的役割をはたすこの層の処分者は限られていた。この時期の公卿について上卿を勤めた数を一年毎に整理してみると、回数が多い者（頻繁に上卿を勤める者）とそうでない者に分れる傾向がある。⁽²⁰⁾前者には、摂関家やその庶流、閑院流や村上源氏、院の近臣からスタートしたが実務官僚としての「家」を形成しつつあった勤修寺流などであり、後者には、上記以外の院の近臣や新興のそれからスタートした武家出身の平氏公卿も後者のタイプに

属する。大納言でただ一人処分された源資賢は、後者のタイプの代表。前述の師長同様、京外に追放されるという重い処分を受けたのは、院との密着の強さによるのと、公事への影響の少なさによるものであろう。

治承三年の前半には、公卿として後者のタイプの平宗盛と藤原邦綱がいたが、宗盛は妻の病気を理由に二月に権大納言と右大将の職を辞しているし、邦綱は七月に権大納言を辞している。

この宗盛の辞職について、河内氏は、重盛が病気で出仕できなくなりつつあったこの時期に、本官・兼官ともに辞した上に、重盛が七月に亡くなった後も復帰しないのは疑問であるとし、その理由として、基房の子師家に超越され不遇な状態にあった基通の昇進を後白河に圧力をかけ実現させる狙いが清盛にあり、その指示によって還任しなかったのではないかと推測されている。⁽²¹⁾興味深い指摘であり、清盛と親しい邦綱が七月に権大納言を辞したのも、その文脈で理解できるかもしれない。二〇歳とはいえず、公事に未練な基通を即大臣というのは問題が多い以上、ひとまず大納言あたりに就かせることが穏便な処置であろう。しかし、実際は基房の八歳の子師家が一〇月七日に左中将のまま従三位に昇叙された後、九日の京官除目には権中納言に駆け上ってしまう。そして空いていた大納言のポストの一つには、院の寵臣源資賢が就くことになる。⁽²²⁾これは、まさに

清盛の気持ち逆なでする行為であろう。

善勝寺流の隆季は、院の執事を勤め、後白河と近い存在であったが、嫡子隆房を清盛の婿にしており、清盛とのパイプも築いてあった。善勝寺流は、白河院の乳父であった頭季より始まる院の近臣の名門であり、その主流は公卿の「家」として定着しつつあった。隆季は、この一門では最初に大納言に昇った人物であるが、近臣の性格が強かった弟に比して、当時は識公卿として知られており、院の近臣から発展した一門の性格から脱皮しつつあった。大納言に在職するメンバーでは、すでに閑院流や中御門流に近い立場にあったとみなすべきであろう。

(d) 中納言・参議

中納言クラスでは四人が解官されている。このうち兼雅と頼盛は、兼官の春宮権大夫と右衛門督を解かれただけで謹慎していたが、翌年正月中には廟堂に復帰しており、比較的軽い処分であった。花山院流の兼雅は清盛の婿、頼盛は清盛の異母弟であり、ともに一門的な立場にありながら処分がなされているところにポイントがある。頼盛の一門内における微妙な立場は諸書において言及されており、ここでは重盛亡き後の一門の引き締めを狙った処置ではなかったかと推測される。兼雅については、次章で検討する。閑院流でただ一人解官された実綱の理由は今のところ不明であ

る。姉妹が二人、基房の妻となり、隆忠・家房を産んでいるが、河内氏が指摘するように、師家を産んだ忠雅の女が北政所となった後は疎遠となっていたようである。⁽²⁵⁾隆忠もこの時処分され、右中將を解任されるが、実綱の異母弟実国・実房は処分されていない。やはり後白河院との何らかの関係を想定すべきであろう。実綱は、翌年八月には勅勘を許されるが、一二月には頓死してしまふ。⁽²⁶⁾

参議で処分された定能は、正月に蔵人頭から参議に任じられたばかりであったが、菊池紳一氏が指摘されるように、院の熊野詣や日吉社参籠に近侍し、『梁塵秘抄口伝集』にも今様の伝習を通じて院の近くにいたことが知られる。この定能も同時に処分された光能⁽²⁸⁾も、安元二年二月五日の除目の際、「院之近臣」ということで「入道相国最愛之息子」の知盛を超越して蔵人頭に任ぜられた二人であった。治承三年の際には、光能が本官を奪われたのに対し、定能は兼官の右中将だけを解官された。処分に差が生じた理由としては、定能三三歳、光能四八歳という年齢差から政治の中枢への参画度の差があったと考えられるが、何よりも定能の姉妹は右大臣藤原兼実の室となって良通・良経を生んでおり、兼実と親しい存在であったことを考えるべきであろう。⁽²⁹⁾

閑基房を追放した後には据えた基通は、公事の経験がなく、廟堂の要として天皇を後見していくには心もとない存在であった。その

ため清盛は、基通をバックアップさせるために公事に通じた兼実を優遇する策に出たようで、クーデター直後に、一三歳の良通を三位中将から権中納言に昇進させ、同時に平宗盛辞任後空いていた右大将のポストに就けている。清盛の意図を知った兼実は、その日の日記に「生涯之恥辱、於諸身極了」とは記すものの、清盛の機嫌を損ねたくないのと、またこの任官自体は、兼実が摂関家を継承すべき位置にあることを社会的に認知させる布石として元々期待していたものである以上、あえて辞退する理由もなかった。兼実の手足も言うべき定能に対しては、当初から威嚇程度に済ませる予定であつたらう。

(二) 複数回処分を受けた人々

表1から表4まで見ていくと、この一連の事変において複数回処分を受けた者が散見する。それをまとめたのが表8である。

一度処分を受けて、後白河院のもとから離れていった者たちに対して、何度処分を受けても離れない人々、院にとってはその近臣団の中核といべき忠誠心の厚い人々であり、見方を変えると、院以外に基盤を持たない人々と言つてよい者たちである³⁰。解官された官職を見ると、公卿は少なく、近衛の次将・受領・廷尉（検非違使・衛門尉）あたりに集中している。他に右馬頭など馬寮の長官などが目に付く。

表8 複数回処分を受けた人々

	安元三年	治承三年	寿永二年	文治元年	回数	家系	解官された官職
藤原兼雅		×	×		2	花山院流	春宮大夫／権大納言
源 雅賢		×	×		2	宇多源氏（済政流）	右少将／右中将・播磨守
源 資時		×	×		2	宇多源氏（済政流）	右少将／右馬頭
平親宗		×	×	×	3	公卿平氏（範国流）	右中弁／参議・右大弁／参議
高階泰経		×	×	×	3	高階氏（成経流）	大蔵卿・右京大夫・伊予守／大蔵卿／大蔵卿
高階経仲		×		×	2	高階氏（成経流）	左衛門佐・常陸守／右馬頭
高階隆経（仲？）		×	×	×	3？	高階氏（成経流）？	能登守／越前守
藤原光憲	▲	×			2	信西流（貞憲子）	但馬守／備中守
藤原章綱	▲		×	×	3	日野流（有信子）	？／兵庫頭／兵庫頭
源 光遠		×	×		2	宇多源氏（仲親子、光行養子）	河内守／伊豆守
平 成（業）房	▲	×			2	維衡流（盛房子）	左衛門佐・相模守
平 業忠		×		×	2	信重流（信業子）	左馬権頭／左馬権頭
平 扶（資）行	×	×			2	？	左衛門尉・検非違使
藤原信盛		×	×	×	3	良門流（盛景子）	検非違使・左衛門尉／検非違使・左衛門尉／検非違使・左衛門尉
平 知康			×	×	2	平知親子（系譜不明）	検非違使・左衛門尉／左衛門尉
藤原時成			×	×	2	？	左兵衛尉／左兵衛尉

注) ▲は解官ではないが、それに近い処分もしくは、その恐れがあつた者。

上級貴族は、摂関家庶流の花山院流藤原氏の兼雅のみ³¹。その下の層においても、例えば、院近臣の名門である勸修寺流や善勝寺流の嫡流（表6参照）は誰も処分されていない。

(a) 宇多源氏

治承三年・寿永二年と二度解官の憂き目を見た宇多源氏済政流の雅賢と資時は、やはり治承三年の際、大納言を解官され京外に追放された院の近臣資賢の子と孫である。

この一流は、雅楽、特に郢曲を相伝し、楽の家として著名であったが、資賢の父有賢あたりから院に接近し、近臣として受領などを歴任しながら公卿に達するコースを定着させていく。特に資賢は後白河に接近し、今様など音楽の相手を勤めるとともに、その謀略に多分に関わってきた近臣である。早く応保二年、後白河院とその子二条天皇が対立する中、二条天皇を呪詛した³²という³³ことで、その子通家や平時忠らとともに解官・配流されている。済政の父時中以来絶えていた大納言に昇り、治承三年のクーデターで解官され追放されたのは二度目の解官ということになる。治承四年七月に許され、清盛死後の養和元年一二月に権大納言に還任し、翌年三月、大納言を辞する替わりに孫の雅賢（通家の子）を左中将に申し任じ、二〇日に七〇歳で出家した。その時、人々から「現世榮望過分之人也³³」と評された資賢であったが、出家後も後白河院政下で隠然たる力を

持っていたことが次の史料などからうかがえる。

①「午刻親経来、伝院宣云、任官・解官事等、猶可申子細、是非可執行之儀、所申尤有其謂、只依叡慮不決、所被仰合也云々、其子細等、

一、自関東皆悉注進任人、而置参議之闕不任其人、雅賢朝臣不入解却之内、而又任其替、此間進退如何、欲任雅賢於参議、不載鎌倉之举任、欲從其職、於解却已漏罪科之注文、左右之間、宜計奏者、

申云、已不載解任之折紙、爰知無罪科歟、仍空被奪其職之条、於理不可然、為人為疑歟、須被任参議之處、闕官等撰定器量可被計任之由、載彼意見状、雅賢已為實首、雖非可嫌八座、猶可有思慮歟（一切不知漢家之人、争居八座哉、然而此条不出詞）、愚按之所及、被叙三品為上計歟、但此上、左右在勅定者、

一、弁官転任事如何、

申云、只任次第可被転任歟、不可及異議者

親経帰参了、又馳帰示云、雅賢事、所申可然、但可被問祖父入道、又猶可計申者、申云、子細先度申了、而被問祖父者、可被用被申状之故歟、其上有恐于重奏、但若被尋下所申者、猶三品可宜之由、可被奏者（親経云、経房卿当時

祇候御所、八座可_レ宜之様令_レ申、若叙三品者、可_レ有_二通資之愁_一云云、此申状甚奇異也、只当此時_レ為_レ叶_二御意及資賢之等之心_一歎_レ又云（後略）

〔玉葉〕文治元・一二・二九（一）内は割注、以下同じ

文治元年一〇月義経・行家らの挙兵が失敗に終わり、頼朝追討の宣旨を出した朝廷に頼朝が責任を追及、同意者の処罰を要求してきた際の記事である。頼朝が解官を要求した者のリストはすでに表4に示してある。ここでは、先ほどの源雅賢（当時藏人頭）の処遇が問題となった。どうも三度の目の解官となりそうだったが、幸い頼朝が突きつけてきた「解任之折紙」（解官対象者のリスト）に載せられておらず、ならばこの際、参議平親宗が解官され空いたポストに昇進させようと、一応兼実が諮問してきたのである。漢学に知識の乏しい雅賢では参議の任に堪えられないと内心思っていた兼実は、まずは三位に叙するのがよいのではと具申したが、後白河は、雅賢の祖父資賢の意思も確認してみてくれ、とわかりきった対応を示してくる。史料①に見えるように、頼朝にも信任されている藤原経房も同意していることから、院も少し強気に出たのであろう。後白河の人事にまだ資賢が影響力を持っていることを看取することができよう。

(b) 公卿平氏

表2と表4において、実務官僚とも言うべき公卿平氏が何人か処分されていることに気づく。

(ア) 親宗

表8において三度解官されたことがわかる平親宗は、範国流時信の子で時忠や清盛室の時子、建春門院滋子らの異母兄弟である。父時信は久安五（一一四九）年に早逝し、一四歳年上の兄時忠を親代わりとして出身し、時忠や滋子の縁で後白河院に近侍するようになったらしいが、時忠が、中宮平徳子に近侍して清盛との関係を強め（中宮権大夫から治承二年に大夫に）、安元二年七月に建春門院崩じた後は、急速に平氏政権に基盤を移して行くのに対し、親宗は後白河との関係を維持し、むしろ密着度を強めていったようである。院にとつても弁官出身の実務に長けた廷臣を近くに置くことは必要であつたらう。治承三年の際には、その子加賀守親国とともに解官されており、加賀守の前任は表1に見えるように鹿ヶ谷事件で処刑された院の近臣西光の子藤原師高であつた。この段階までは、院・清盛両者から信任を受けていたものと推測される。

親宗は、兄時忠のように野心家ではなかつたようで、三度解官されたのも後白河院への愚直ともいえるひたむきな忠節の結果と思われ、近臣としての悪口はあまり聞かれない⁽³⁵⁾。摂政兼実が除目を行つ

た際、参議左大弁として執筆を担当したが、その作法のミスを「不^レ伝^ニ口^レ伝^ニ之人、万事如^レ此^ノ歟」と批判されたくらいである。⁽³⁶⁾ 父時信が早世したため公事の作法の口伝を受けなかったことは事実であるが、兼実から悪口を書かれない者の方が珍しいのであるから、それ程問題ではあるまい。その忠節は報われ、平氏政権の下で権大納言にまで昇進した兄時忠には及ばなかったものの、この段階の公卿平氏には珍しく正官の中納言まで昇っている。

(イ) 基親

同じ公卿平氏で行親流出身の基親も、治承三年の際に、蔵人の職と任官してひと月あまりしか立っていない右少弁の官を解かれている。彼の母は高階泰重の娘で、後述する高階泰経の姉妹にあたり、この時、やはり近江守であった子息親房と共に解官されているところを見ると、院の近臣として処分されたと見るべきであろう。

親宗が早くも翌治承四年七月に資賢一家や光能・泰経らと共に恩免され、更に翌養和元(一一八二)年に左中弁に任じ、一ランク上がった弁官に復帰したのに対し、基親が元の右少弁に還任したのは、遅れて寿永二(一一八三)年一二月であった。⁽³⁸⁾ そのためか基親は、以後、院と距離を置いたらしく、文治二年正月には、摂関の地位を目前にひかえた兼実の家司になっている。⁽³⁹⁾ その後も摂関兼実に近侍していた史料が散見し、そのためか、大弁までは昇ったもの

の、従三位兵部卿止まりで、ついに参議になれないまま終わった。親宗とある意味対照的な人生である。

(ウ) 時家

表2に見える平時家は、時忠の次男である。時忠の代までのこの一門は、親宗や基親のように摂関家の家司や蔵人として出身し、弁官等を経て参議あたりまで昇進する家柄であるが、仁安三(一一六八)年二月、時忠の妹滋子が生んだ高倉天皇が踐祚し、六月には天皇の外祖父として時忠の父故時信に正一位左大臣が追贈され、時忠は承安二(一一七二)年に時実を左少将に、安元二年に時家を右少将に就けた。表9は、以下の考証の参考のために時実と時家の昇進状況を並べてみたものである。

この一門では初めてであろう近衛の次将のポストであり、時忠は、善勝寺流や清盛一門の武家平氏と同様、近衛の次将を昇進コースとする院の近臣中の名門的資格に転じさせようとしていたと推測される。治承三年には、時家は伯耆守を兼ねているが、この国は父時忠が知行国主であった。⁽⁴⁰⁾

不思議なのは、治承三年の際に解官されたのが、弟時家のみであったことである。父時忠も兄時実も処分の対象となっていない。後白河院との接近度が異なっていたのかとも推測されるが、もう少し別な事情があったようである。次の史料を参照してほしい。

表9 平時実・時家の昇進比較

	時 実	時 家
仁安1 (1166)	8,27 従五位下 任越後守 (17歳)	10,10 任東宮藏人 (大学助)
仁安2 (1167)	1,27 女御 (平滋子) 家司 閏7,10 院昇殿? 8,6 高倉殿北政所 (平盛子) 年預	
仁安3 (1168)	2,19 内昇殿 8,4 従五位上	2,19 新帝 (高倉天皇) 六位藏人 3,9 左兵衛少尉 3,15 従五位下 3,20 皇太后宮少進 (平滋子立后)
嘉応1 (1169)	4,19 建春門院昇殿 4,28 正五位下 12,29 解官	1,11 美作守 4,12 建春門院判官代 12,29 解官
嘉応2 (1170)	7,26 讃岐守	
承安1 (1171)		1,13 従五位上 (建春門院御給)
承安2 (1172)	1,23 左少将 (23歳)	4,27 以前に侍従
承安3 (1173)	1,5 従四位下	
承安4 (1174)		
安元1 (1175)		9,13 以前に伯耆守
安元2 (1176)	12,5 従四位上	1,30 右少将 (兼伯耆守)
治承1 (1177)		11,15 従四位下
治承2 (1178)		
治承3 (1179)		11,17 解官
寿永1 (1182)		1,23 以前 配流上総国
寿永2 (1183)	4,9 左中將 8,7 解官	
文治1 (1185)	5,20 配流周防国	
文治5 (1189)	閏4,15 帰京	
建久4 (1193)		5,10 鎌倉で卒去。
建暦1 (1211)	7,28 従三位	
建保1 (1213)	1,28 薨去 (63歳)	

注) 『兵範記』『玉葉』『山槐記』『公卿補任』『藏人補任』『近衛府補任』に拠って作成。

②「伯耆守時家初参_二武衛、是時忠卿息也、依_二継母之結構、被_レ配_二上総国、司馬令_二賞甄_レ之、為_二智君、而広常去年以来御気色聊不_レ快之間、為_レ贖_二其事_一、拳申之、武衛愛_二京洛客_一之間、殊憐愍云云」

〔「吾妻鏡」養和二・正・二三〕

時家は、解官された後、上総国に配流され、そこで千葉介常胤に氣に入られて婿として迎えられたばかりでなく、「京洛客」を愛する頼朝に氣に入られて近侍し、眼前で父や兄が没落するのを見なければならぬという数奇な運命が待っていた。彼は、建久四年五月に亡くなるまで鎌倉で過ごした。⁽⁴²⁾

この史料②で興味深いのは、時家が、「継母之結構」によつて配流されたと記されていることである。建久四年の卒伝でも「継母之讒」によつてとなつている。『玉葉』にも、平氏滅亡後、時忠と行を共にしたその子時実の配流先をどこにするか問題になつた時、上総はその弟時家の配流先であり、兄弟共に同じ国に配流するのはどうかと兼実が意見したのに対し、調査したところ、時家は「全無_二配流之儀、只故平禪門私所_レ遣云々_」⁽⁴³⁾というこで、公的に配流された訳ではなく、清盛によつて私的になされた処遇だったといひ、史料②を裏付ける内容となつている。

時家が、配流された時期は不明であるが、史料②の養和二(一一八二)年より少し前であることは確かだ、即断できないが、治承三年の際に解官されただけでなく、混乱の中で配流されてしまった可能性は捨てきれない。前述のように比較的軽い処分であつたにも拘わらず、管見では、以

後、朝廷における出仕の形跡はないようであり、解官自体、この「継母之結構」であった可能性を示している。

それでは、時家を清盛に讒言した「継母」とは誰であろうか。

『尊卑文脈』等では、時実・時家の母は不明で、この時期の日記などにも見えないが、父時忠には、治承期に入ると、中宮平徳子に仕え、安徳の乳母を勤めた女房洞院局（即位後は帥局）という妻がいた。⁽⁴⁾ この女性は、仁安二（一一六七）年に五八歳で亡くなった前権中納言藤原顕時の娘であり、治承二（一一七八）年に時忠の子を産んでいるが、表9に明らかのように、時実は建保元（一一二三）年に六三歳で亡くなっており、逆算すると久安六（一一五〇）年頃の生まれとなり、その母はもう十五年くらい上とみて、一一三五年頃の誕生とすると、治承二年には四〇歳を超えていて、当時では出産できる年齢として無理があるように思える。⁽⁵⁾ 弟時家は、年齢は不明であるが、表9を見る限り、兄と同様の昇進を二、三年遅れでたどっているようであり、同母の兄弟で年齢は二、三歳下かと考えられ、何より安徳天皇誕生の際の記事に「右少将時家朝臣（大夫息、室家猶子也）」とあり、父時忠の室洞院局の「猶子」になっていることから、時家の実母ではないことは確かである。恐らく兄時実の母でもあるまい。先の「継母」こそ、この洞院局であったと考えられるが、「猶子」関係にあった時家が何故彼女の讒言で清盛から

解官・追放されることになったのかは残念ながら不明である。兄時実が解官されず、時家のみが「継母之結構」によって解官、さらに配流されたのは、この「猶子」関係に原因があったように推測されるが、ここでは、治承三年の大量処分の中に、院の近臣や基房関係者だという以外の理由による処分者も混在している可能性があることを確認しておきたい。これ以前の様々な事情がここで一気に噴出した可能性があるように思われるのである。

(c) 高階氏

表2にみえるように、治承三年の際には、高階泰経とその子経仲・隆仲が解官されており、表3の寿永二年には、再び泰経が、表4の文治元年には、泰経が三度目の、経仲が二度目の解官に遭っている。泰経が後白河院のもつとも有力な院の近臣であったことは有名で、その側面については

表10 高階隆仲と隆経の経歴

	隆 仲	隆 経
治承2 (1178)	12,15 東宮藏人	
治承3 (1179)	12,11 以前除籍	
治承4 (1180)	1,27 越後大掾正六位上	
寿永2 (1183)		11,28 解官能登守
文治1 (1185)		12,17 解官越前守
文治5 (1189)		
建久6 (1195)		1,7以前 任少納言
元久1 (1204)		8,8以前 辞少納言
元久2 (1205)		1,30 従四位上

注：1) 『玉葉』『山槐記』『明月記』等から作成。

2) 『山槐記』承安4,1,21に見える「右衛門佐高階隆仲〔兼常陸守、元左近大夫将監〕」は経仲と考えられる。

3) 『玉葉』承安3,12,17に見える「奉行判官代隆経」は高階氏かどうか不明。

菊池紳一氏の研究⁴⁷⁾に詳しいので参照してほしい。

ところで寿永二年及び文治元年には、同じ高階氏で隆経という人物が二度にわたって解官されている。この隆経は、『尊卑文脈』などの系図には見えないが、名前からしてこの泰経の子ではないかと考えられる。管見では、表10に示したように、隆仲は治承四年までしか史料に現れず、隆経は寿永二年以後に現れるようであり、同一人物である可能性が強い。もし同一人物とするならば、表8に示したように、父泰経と同様に三度にわたって解官された訳であり、この一家の後白河に対する忠誠心もしくはその依存性の強さを感じさせる。

源資賢もそうであったが、泰経が院の有力近臣たる所以も、院の人事権に大きな影響力を持っていたことであろう。そのような一端が次の史料などからうかがうことができる。

③「……或云、隆忠今度〔大嘗会叙位〕加給、泰経之引級云々、其故者、彼納言可_レ嫁_二隆房女_一〔隆房者、泰経婿也〕、仍雖_レ為_二賊首禪門之息_一、忽_レ浴_レ恩、又有_レ可_レ任_二將軍之儀_一云々、是又於_二品秩_一雖_レ不_レ賤、於_レ君已為_二謀臣之子_一、依_二佞臣之強縁_一、忽_レ預_二殊私之朝恩_一者、朝野之士庶、弥_レ為_レ事_二奸謀_一、敢不_レ存_二忠勤_一歟、逆賊与_二窮者_一抽賞在_レ誰哉、除書之後朝可_レ見_二左右_一歟……」

〔玉葉〕元暦元・一一・一一

正三位権中納言藤原隆忠は、元暦元(一一八四、寿永三年)年一月一七日に行われた後鳥羽天皇の大嘗会に際しての叙位で、從二位に昇進した。これは兼実によれば、「泰経之引級」によつてのことといひ、理由は隆忠が隆房(善勝寺流隆季の子)の婿であり、隆房は泰経の婿であつたので、「賊首禪門」基房の子でありながら、この昇進が実現したという。隆忠は、この年の七月二四日に行われた御即位叙位において、藤原実宗に超越されたため、岳父隆房に泣きついたものと推測されるが、正四位下だった隆房もこの時、「法皇無双之寵女」丹後局の婿兼光(日野流藤原氏)に従三位を先んじられたので、泰経が法皇に「泣愁申」し、結果隆房も從三位に昇り、かつ兼光の上に位置するようにとの院の命を引き出したのであつた。⁴⁸⁾まさに院の近臣間に張り巡らされた閥閥関係の中で、朝廷の人事が壟断された典型であり、さらに近臣内部にも複雑な対立関係が存在していたことを垣間見ることができよう。

推測するに、泰経が松殿流の隆忠(二二歳)を推したのは、婿の隆房の婿というだけでなく、泰経の摂関家松殿流への引汲を読み取るべきではないだろうか。この年の正月、木曾義仲の敗死によつて入道基房の執政は再び瓦解し、摂政に就いていた嫡子師家(一三歳)は失脚し、内大臣を辞した(以後、師家は廟堂の表舞台には現れなくなる)。

基房は、最初閑院流藤原氏の公教の娘を室に迎え、家房・隆忠を儲けた。しかし、後述するように、しばらくして花山院流藤原氏で太政大臣にまで昇った忠雅の娘と結婚し、北政所に遇し、その間に生まれたのが師家であった。基房は、師家を嫡子として急速に昇進させ、特に清盛の婿であった故基実の子基通を超えて中納言に昇進させたことが、清盛による治承三年クーデターの一因となったのは前述のとおりである。出家した基房が木曾義仲と組んで政界に復帰したのも東の間、再び師家と共に失脚したのであるが、ここで沈滞した松殿流を担う存在としてクローズアップされたのが、それまで弟師家に常に先んじられていた隆忠であったと推測される。泰経は、菊池氏⁴⁹が指摘されるように、一時期、基房の家司を勤めており、松殿流との関係が深く、特にこの隆忠を後見する立場にあったのではないだろうか。

寿永二年一月の義仲のクーデターでは、院の近臣の中で、泰経は解官されたが、定能や親信らは解官されていない。また泰経の婿で当時蔵人頭だった隆房は、同じ蔵人頭で前述のように丹後局の婿であった兼光と共に一二月一〇日に参議に昇進し、右兵衛督を兼任し優遇されている。この事変の際、法住寺合戦に巻き込まれひどい目にあった廷臣が多かったが、泰経に関しては、院の近臣と基房関係者双方をターゲットとされた前回の治承三年の際より、身の危険

は少なかったものと推測される。またこの事変を機に、基房と更に接近したのではないだろうか。

次の史料④に見えるように、文治元（一一八五）年になると、泰経は、基房の復権を画策する。

④ a 「……入夜藤中納言定能来、又有安来云、舞人近久語云（件近久、左内両府近習者、凡日本第一京童、又能聞「秘事」云々）、大藏卿泰経語「可然之人々、入道関白可執行天下之由結構云々、禅門相国并資賢人道同心云々、……」

〔玉葉〕文治元・一一・一八

b 「……又伝聞、泰経結構之趣（以入道関白、可令執天下之由也）、達撰政之聞、大以歎息、即以女房奏院云、天下事不可知食之由、人々結構、敢不可有御承引候、只如本可有御沙汰也云々、……」

〔玉葉〕文治元・一一・二三

人づてに聞いた噂ではあるが、泰経は「可然之人々」を語らつて基房を復権させようと画策し、すでに「禅門相国」忠雅（この年の二月一五日に出家）と源資賢が同意しているというのであり（史料④ a）、それは撰政基通の耳に入り、強いショックを与え、院にそれに従わないように泣きついでいるのである（史料④ b）。泰経―資賢の近臣ラインに、どうも忠雅が加わると、撰関の人事まで左

右しかねない影響力を発揮することになるのである。

二 花山院流と藤原基房

これまでの後白河院政期の研究には、貴族層の多くが院司になっていることなどから、ほとんどが院の支配下にあり、つまり時に反発はあるものの、常に院に奉仕する存在であり、一方清盛や武家平氏とは常に対峙しているようなイメージでなされているものがある。しかし、ここで扱った事変の関係者を見ていくと、後白河院昵近の貴族は、貴族社会の中の限られた部分であり、朝廷の中核を形成する上級貴族集団とは距離がありそうである。この上級貴族集団は、基房・基通らの撰関家嫡流、また撰関家でも撰関になるのか庶流の「家」を形成していくか未定の兼実ら嫡流に近い一門、前代に撰関家から分かれ出た花山院流（忠雅・兼雅・忠親）や大炊御門流（経宗）などの撰関家庶流と院政期以降の天皇の外戚（表11参照）となった閑院流や村上源氏顕房流一門のいわゆる清華家から形成されており、彼らは、先祖が辿り着いた大臣の地位を「家」に定着させようと、一方で天皇―太政官の機能を支える存在として公事に励み、儀式の故実作法を発展させながら、一方で時の権力者たちと姻戚関係や猶子関係など様々に模索し、この時代の複雑な政治過程を形成している。

この上級貴族層については、従来研究が乏しかったが、近年撰関家や閑院流の一つ徳大寺家や撰関家庶流大炊御門家についての新しい視角からの研究が発表されてきており、ここではそれらに触発されながら、まだ研究の蓄積の薄い撰関家庶流の一つ花山院流について検討してみる。

（二）花山院流の「家」

前章で指摘したように、当該期の花山院流藤原氏の動向は微妙である。表8に見えるように、兼雅は、基房親子や基通ら撰関家嫡流を除くと、上流貴族諸家では唯一解官された人物であり、しかもそれは二度に亘った。治承三年の際には、清盛の婿であったし、寿永二年の際には、姉妹が基房の北政所であったにもかかわらずである。さらに前節の高階氏の項において触れたように、泰経が基房の政界復帰を企んだ際、同意したメンバーの中に兼雅の父の忠雅が含まれていたのに、解官されたのである。

花山院流は、師実の子家忠を祖とし、撰関家から分かれ出た庶家の中では、大炊御門家と並ぶ名門であったが、表11に見えるように、他の清華諸家と異なり、天皇との外戚関係には恵まれなかった。『愚管抄』によれば、家忠は、保安元（一一二〇）年の忠実関白罷免の際、撰関候補に上がったと伝えられているが（巻第四）、寛治五（一〇九二）年、三〇歳で権大納言について以来、能力不足

表11 院政期の外戚一覧

天皇	生母	父	出自	准母他	備考
白河	藤原茂子	藤原公成	閑院流		藤原能信養女
堀河	藤原賢子	源顕房	村上源氏	媞子内親王（白河皇女、堀河と同母）	藤原師実養女
鳥羽	藤原苙子	藤原実季	閑院流	令子内親王（白河皇女）	
崇徳	藤原璋子（待賢門院）	藤原公実	閑院流		白河院養女
近衛	藤原得子（美福門院）	藤原長実	善勝寺流	藤原聖子（忠通女、養母）	
後白河	藤原璋子（待賢門院）	藤原公実	閑院流	統子内親王（鳥羽皇女）	
二条	藤原懿子	藤原経実	大炊御門流	藤原得子（養母） 暲子内親王（鳥羽皇女）	源有仁養女
六条	伊岐氏	伊岐宗遠？	徳大寺家家司	藤原育子（実能女、養母）	
高倉	平滋子（建春門院）	平時信	範国流	平盛子（清盛女）	
安德	平徳子（建礼門院）	平清盛	武家平氏	藤原通子（基実女）	
後鳥羽	藤原殖子（七条院）	藤原信隆	坊門流（道隆子孫）	亮子内親王（後白河皇女）	
土御門	源在子（承明門院）	源通親	村上源氏	範子内親王（高倉皇女）	
順徳	藤原重子（修明門院）	藤原範季	高倉流（貞嗣子孫）	亮子内親王（後白河皇女）	
仲恭	藤原立子（東一条院）	藤原良経	九条流（撰関家）		

を聞かないのに、三〇年以上、大臣に昇れなかったのは、早くから撰関家嫡流に警戒されていた可能性が強い。

その孫の忠雅は、院の有力な近臣の一人であった善勝寺流の家保の娘を母とし、曾孫の兼雅は、家保の子で「天下事一向帰家成⁵³」といわれた家成の娘を母としており、この一流と強い関係を経ていったことが知られるが、前述の撰関擁立の企ても家保やその父顕季の後押しによるものと伝えられており、その関係はすでに家忠の代から始まっていたのは確かなようである。忠雅の叙爵年齢から推測すると、家忠の嫡子忠宗（忠雅の父）と家保の娘との結婚は、前述の関白忠実が罷免された保安元年の前後と考えられ、『愚管抄』に載せるエピソードも、その結びつきを前提に後から作られた可能性が強いように思われる。しかし、この関係が、有力な撰関家の庶子を自流に取り込もうという院近臣の思惑と、撰関家から疎んじられた庶子が院権力と結びつくために、院近臣に接近しようとした家忠の思惑が一致した結果であることは確かであろう。しかし、「支⁵⁴天下⁵⁵之臣四人」の一人として有能さを謳われていたその子忠宗は、長承二（一一三三）年九月、四七歳で父より早く亡くなってしまう。官も大納言にすら至っていない。忠宗の死から三年後、その子忠雅が一三歳で右少将に任じられるが、それは外祖父家保が参議を辞して申し任じたものであった。さらにこの年、祖父家忠

（五月）も外祖父家保（八月）も相次いで亡くなってしまふ。しかし、家保はその子家成に約束させていたのであろう、忠雅は家成の婿を迎えられ、その後見のもとに昇進していく。

官位については、院近臣の後見によって維持できたとしても、公事に際して近衛次将の故実作法やいざ昇つていくはずの公卿に必要な公事の知識の習得については、この段階の善勝寺流では、家格も異なり、不可能であつたらう。家忠は、摂関家の儀礼をその庇護下で相伝していたことが知られ⁽²⁷⁾、それは子の忠宗に受け継がれたことは確かである。しかし、忠雅は父・祖父と若年のうちに失つてしまい、公事の現場で手ほどきを受けることはほとんどできなかったと推測され、それについては、専ら父忠宗の日記から習得せざるをえなかつたようである。⁽²⁸⁾ 忠雅も弟忠親も当時の廟堂において有識として知られていたが、彼らの代における努力を評価すべきであろう。この点は、同じ摂関家庶流大炊御門流の経宗にも共通していると思われる。

（二） 権門への接近

前述のように「家」の継承において不安要因を抱える花山院流の忠雅らは、摂関家の血統を見込まれて院近臣と強い姻戚関係を結んでいたが、院政そのものが、前代の鳥羽院時代のように安定していないし、大炊御門流や武家平氏のように天皇家との外戚関係にも恵

まれず、すでにその血統の力だけでは通用しないことを実感していたに違いない。忠実の子で忠通の弟頼長は、父の指示の下、摂関家の嫡流に立つことをめざしたが、保元の乱で望みは潰えたものの、その子師長は朝廷に復帰し、かつ忠通の子たちも、より濃い摂関家の血を背景に廟堂の上層部を占有しつつあつた。前代に大臣まで至つても、新たな梃入れをしなければ、次第に追い落とされる可能性が強かつたのである。

忠雅の誤算は、二条天皇の外戚として積極的にその政治を支え、後白河院との軋轢を深めて失脚した大炊御門流の経宗（二条の外戚）が長寛二（一一六四）年正月復帰し、大納言筆頭として大臣目前にあつた忠雅の上に立ち、そのまま閏一〇月に右大臣に昇つてしまったことであろう。二条親政を関白基実、左大臣基房・右大臣経宗が支え、空いた内大臣のポストには基実の弟兼実（一一六歳）が入つた。翌永万元年二条天皇崩御により、後白河院政が復活、同二年には基実が二四歳で亡くなり、この体制は崩壊するが、基房が摂政に就き、経宗が左大臣、兼実が右大臣に順繰りに昇進したのはいいものの、内大臣に後白河に東宮憲仁を託された清盛が入つてしまった。翌仁安二（一一六七）年になってやっと清盛が太政大臣に昇つて空いた内大臣のポストを忠雅が得ることができたが、翌年太政大臣を辞した清盛の後を追うように、忠雅は太政大臣に就く。恐

らく左大臣経宗・右大臣兼実の体制が長期化すると見た忠雅は少しでも地位を上げるために、公事の現場から離れなければならないことを承知で、外戚が遇される太政大臣に就いたのであるが、清盛の後塵を拝した感は否めない。そして嘉応二（一一七〇）年六月には、翌年正月の高倉天皇の元服に加冠役を勤める摂政基房のために太政大臣のポストを譲ることになってしまった。

この頃、独力による「家」の安定化を諦め、権門への接近によって実現していくと方向転換をはかったものと推測される。その対象が、太政大臣のポストを譲ってもらった清盛とそれを譲った相手の摂関基房という相反する勢力であった。

承安元（一一七一）年八月、忠雅の娘（母家保女）と基房の婚儀が行われる⁶⁰。基房にはすでに前章高階氏の項で述べたように、閑院流の公教の娘を室に迎え、家房・隆忠を儲けていたが、それに割り込んでの婚姻であり、多分に政治的な意味合いが強いものであったろう。翌承安二年には、忠雅の子兼雅と清盛の娘との間に忠経が生まれているので、ほぼ同時期に清盛との関係も結ばれたと考えられる。

承安二（一一七二）年には、基房と忠雅娘との間に師家が生まれる。そのことによるのであろうか、以後、忠雅が積極的に進めたのは、基房との関係であった。基房側の事情としては、内大臣まで

至った閑院流の公教と花山院流の忠雅とは、家格差はそれほどでもなかったであろうが、公教はすでに永暦元（一一六〇）年に亡くなっており、その「家」を継いだ子の実国（三三歳）・実房（二五歳）も大納言に至ってはいるものの、まだ若く、摂関の後見としては弱かったに違いない。基房も閑院流と縁を切ったわけではな⁶¹いが、頼りになる新たな後見を探していたに違いない。承安三年には、基房の兄で前摂政基実の未亡人、つまり清盛の娘盛子と結婚するという噂が流れており、これは「法皇御結構」によるものであったという。忠雅にとつて幸いこの婚儀は噂で終わったが、基房との関係がまだ不確かなものであることを実感したのであろう。

治承元年一二月と翌年四月に行われた師家の著袴と元服は、基房の弟右大臣兼実を招いて派手に行われ、師家は元服の日に正五位下に叙され、基房の嫡子として人々に披露された。忠雅は、この基房との関係を梃子にさらに権力の中核に楔を打とうとする。次の史料はそれを垣間見させるものである。

⑤「伝聞、閑白室可_レ參_二東宮、即可_レ候_一入内御車後_二之由、前相国結構事、一定之間、忽以停止、去廿八日行啓、只御乳母時忠卿室、候御車_二云々、此事素太見苦事也、世間人彈指云々、而忽停止之条、子細不審、或人云、時忠卿厭却云々、凡古来未_レ聞_二執政之室為_二乳母_一之例、而棄_レ身_二諛_二權勢_一之間、自然其事停止、是

氏大明神冥鑑歟、雖「未代」、墮「家棄」名事、能可「有」用心「事歟」、……
 『玉葉』 治承二・一二・三〇

「前相国」忠雅は、基房室の自分の娘を、東宮言仁（後の安德）が入内の際の車に同車させようとしたが、中止させられた。未来の天皇に近侍させようという思惑からであったと思われるが、「時忠卿厭却云々」とあるように、同じ思惑を持っていた平時忠に警戒され失敗したのである。兼実は、摂関の北政所に天皇の乳母的な役を演じさせようとした忠雅、さらにそれを許した基房を激烈に非難するが、忠雅にとって様々な勢力が同様の事を狙っている以上、手段を選ぶ余裕はなかったであろう。

（三） 宇治一切経会

基房側も利用されるばかりであった訳ではない。すでに指摘されているように、摂関家領の大半を兄兼実の室盛子の関係で平氏に押さえられていたため、経済力のあるパトロンが必要であったことは確かであろうし、「家」の継承面でも父忠通を二〇歳になつてすぐの頃に失つたこの兄弟たちにとって、忠雅同様、不安定さを拭えないものであつたらう。名門花山院流との合体は、貴族社会にその摂関の権威をアピールする手段となつたのは確かであろう。その最大のイベントが、治承三年三月三日に行われた宇治一切経会であつたと思われる。

宇治一切経会は、延久元（一〇六九）年五月二十九日に藤原頼通が宇治平等院で開いたのが起源であり、⁽⁶³⁾ 確実な史料では、応徳元（一〇八四）年以降、毎年三月三日に行われることが確認され、摂関家主権の年中行事としては、最も重視されていた法会であるという。⁽⁶⁴⁾ この宇治一切経会は、常に摂関が参会するわけではなかつたが、⁽⁶⁵⁾ 事情が許す限り、自身のみならず子弟の公卿らを引き連れて参会している。創始以降、参会者の名が知られる年について整理したものが、表12である。

この表にも明らかのように、一二世紀初め頃までは、摂関及びその子弟や一家の公卿、それに摂関家出身の後宮らも参加し、一門以外でも后宮職関係の公卿たちを中心に大勢招かれて大々的に催されていたが、半ば以降、摂関の権威が低下することを反映してか、参会者が減り、摂関とその子弟に限られるようになる。特に嘉応三年の一切経会は、基房が摂関となつて初めて宇治に出かけて行われたものにもかかわらず、⁽⁶⁶⁾ 参会を約していた藤原公保（大納言）・平教盛（参議）・藤原実綱（参議・右大弁）に当日無断欠席され、「公卿一人不_レ参、頗見苦云々」ととんだ恥をさらしてしまつた。摂関の権威を示すどころか、その失墜を内外に示すイベントとなつてしまつたのである。

そのような状況下で、久方ぶりに「殊被_レ調_二威儀_一」れ、華やか

表12 宇治一切経会——参会者整理——

	撰関家	その他	后宮他
寛治6,3,3 (1092)	殿下(師実) 内大臣(師通) 藤大納言(家忠、師実子) 中將中納言(忠実、師通子)	源俊房(左大臣) 源経信(大納言・民部卿) 源俊明(権中納言・治部卿) 藤原公定(参議・皇太后宮権大夫)	
長治1,3,3 (1104)	殿下(忠実) 右大將(家忠、師実子) 新大納言(経実、師実子) 左兵衛督(能実、師実子) 左宰相中將(忠教、師実子) 左宰相中將(家政、師通子)	源俊明(大納言・民部卿・大宮大夫) 藤原宗忠(参議・頼宗曾孫) 源道良(大蔵卿・大宮権大夫)	宮御方(寛子、太皇太后、頼通女) 大北政所(源麗子) 北政所(源師子)
嘉承2,3,3 (1107)	殿下(忠実) 新大納言(経実、師実子) 左宰相中將(忠教、師実子)	「公卿四五人」	宮御方(寛子、太皇太后、頼通女) 大北政所(源麗子)
天永1,3,3 (1110)	殿下(忠実) 右大將(家忠、師実子) 右衛門督(能実、師実子) 新宰相中將(家政、師通子) 中將殿(忠通、従三位)	源俊明(大納言・民部卿・大宮大夫) 源国信(権中納言) 源顕通(権中納言・皇后宮権大夫) 源能俊(参議・左兵衛督・別当) 源重資(参議・左大弁) 藤原顕実(参議) 源道良(大蔵卿・大宮権大夫)	大宮(四条宮寛子、太皇太后、頼通女)
保安1,3,2 (1120)	殿下(忠実) 内大臣(忠通)	藤原宗忠(権中納言)	大宮(四条宮寛子、太皇太后、頼通女)
保延3,3,3 (1137)	関白殿(忠通) 内大臣(頼長) 民部卿(忠教、師実子) 宰相中將忠基(忠教子)	源有賢(「宮内卿三位」)	
平治1,3,3 (1159)	大殿(忠通) 関白(基実) 中納言中將(基房)	藤原宗輔(太政大臣) 藤原重通(権大納言、按察)	
嘉応1,3,3 (1169)	摂政(基房)	藤原公保(大納言) *欠席 平教盛(参議) *欠席 藤原実綱(参議・右大弁) *欠席	
治承3,3,3 (1179)	関白(基房) 三位中將(隆忠) 師家(左中將)?	藤原忠雅(前太政大臣、家忠孫) 藤原忠親(権中納言、忠雅弟) 藤原宗家(中納言)	北政所(藤原忠子、忠雅女)
建久8,3,3 (1197)	摂政(基通) 権大納言(忠良) 中納言中將(家実)	藤原光雅(参議・左衛門督・別当) 源顕信(治部卿) 藤原経家(「六条三位」)	尼御前(基通母、藤原忠隆女)
正治2,3,3 (1200)	摂政(基通) 右大臣(家実) 中納言中將(道経) 中將(兼基)	藤原季能(大貳) 藤原経家(「六条三位」)	尼御前(基通母、藤原忠隆女)

に行われたのが、この治承三年の一切経会で、北政所や子弟を同道するばかりでなく、その父である前太政大臣忠雅やその子弟を客として招いて行われたのである。忠雅との懇親は、その日一日で終わらず、翌日には恒例の宝蔵の宝物御覽に招待し、六日まで宇治に滞在させ饗応を尽くしたのだった。

最近の研究では、基房は撰関として平等院は管領するものの、それと一体であるべき宇治全体の支配権は、家長的存在である前述の基実の後家平盛子に握られていたという興味深い指摘がなされている⁶⁷⁾。そのような状況下だからこそ、新撰関家基房一族と名門花山院流の合体を派手に演出する必要があったのだと考えられる⁶⁸⁾。

四月に入ると、前述の基房の寵

臣藤原顕家（善勝寺流）をめぐってパフォーマンスが繰り広げられる。賀茂祭の近衛使に任じられた顕家の衣装や出立所の設営・饗応は、すべて基房が用意し、忠雅からも由緒ある花山院邸を出立所として借りるばかりでなく、その「修理鋪設」を忠雅に手伝ってもらった。祭りの装束は、新制によって過差を慎むように命じられているにもかかわらず、「時人莫不傾奇」というばかりでなく、「天気不快」と高倉天皇の饗感さえ買った。この年の賀茂祭の東宮使は、右少将平維盛（重盛の長男）であり、それに向こうを張つてのパフォーマンスだったようである。⁶⁹ 清盛の気分を逆なでする程度ならよいが、すでに危険視される段階まで達しているたと考えられる。

おわりに——「前関白文書」をめぐって——

基房と忠雅の共同戦線が一瞬にして崩壊したのが、清盛による治承三年一月のクーデターだったのは言うまでもない。この最悪の事態に至るまで清盛側から警告が何もなかった訳ではない。三月の宇治一切経会の後、清盛は忠雅を厳島参詣に誘っており、⁷⁰ 実際、六月七日に旅立っている。⁷¹ 忠雅に厳島参詣を通じて平氏の威勢を目の当たりに見せることで、行動の自重を促そうとしたのかもしれない。忠雅が清盛の意図を読み取れたかどうかは不明である。しか

し、この旅の最中から清盛や忠雅の思惑以上に情勢は急展開している。六月一七日に平盛子が、七月二十九日には重盛が亡くなり、はじめに述べた①②③の事態が院と基房によって立て続けに引き起こされていく。それらは、専ら基房の主導で行われたのであろう、後白河やその近臣たちは、状況を見通せないまま、目先の利益を貪ったと思われる。結果が治承三年のクーデターである。

清盛は、花山院流自体には最も軽い処分しか下していない。むしろ慰撫するかのように、翌四年の二月には、兼雅の娘で新関白基通の養子となっていた女子（清盛の外孫にあたる）と兼実の長子で権中納言・右大将に昇進させたばかりの良通との婚儀を斡旋している。⁷² 花山院流の破滅はないことを約した行為であろう。しかし、花山院流の抱えた問題が解消された訳ではないのである。

最後に、治承三年のクーデターは、当時の様々な人間関係や政治的思惑をあぶり出してくれるが、花山院流と基房との隠れた結びつきをも我々に垣間見せてくれるので紹介しておこう。

一月二八日、基房らの失脚でひどく落胆していた兄忠雅を慰問に訪れた忠親は、兄から頭弁経房を奉行として「前関白文書」、つまり基房の文書が内裏に接收された際、その「自筆記」を紛失したことを聞かされた。推測では、クーデターのあった直後の「十六七八日之間」、「雑々反古等」が関白邸の「出居風爐」で焼却されてい

たのを忠雅は見えており、それらに紛れて焼かれてしまったのではないかというのである。「定及苦責歎、愁歎尤深、為之如何」と大変な悲しみようであったが、直接天皇に奏上するのも問題があるので、何とか平時忠（檢非違使相当）に忠親（時忠の婿でもある）から取り成して（捜して取り戻して）もらえないかというのである。²³『百鍊抄』に見えるこの件に関する記事によれば、「前関白文書」を内裏に召し置かれた際、「花山院相国」つまり忠雅が目録を進め、「文庫」が大内裏に宿納されたという。それらは、大内裏の左兵衛陣屋の北で、「目六」と照合され、「文庫七両、櫃百余合」に及ぶものであった。²⁶

これらの事実から知られるのは、忠雅が基房の文庫の文書目録をもち、その内容を相当に把握していたことを意味するものである。恐らく基房の承認のもと、撰関家の日記・文書に目を通し、そこに大量に蓄えられている公事情報の吸収をはかっていたものと考えられる。ただし、一方的に吸収するというのではなく、忠雅の「自筆記」がその中に紛れていたように、花山院流の「家」に蓄えられた公事情報²⁷も基房に提供されていた。しかし、花山院流のそれは、曩祖家忠の日記を伝えず、二代忠宗も早世したため、残した文書もそれ程多くはなかったたのであり、撰関家嫡流から分かれ出た「家」ではあるものの、『山槐記』などを見る限り嫡流の「家」の文

書を相伝した形跡もない以上、撰関家サイドから見ればそれ程のものではなかったと思われる。花山院流を後見していた院の近臣の「家」では除目・叙位の執筆などの大臣の作法をカバーすることは不可能であり、基房との関係によって、やっとそれに手が届いたのであった。しかし、それに手を伸ばしたところで奪い取られ、手の届かないところに持ち去られてしまった。その存在は、再び忠雅を基房に近づける一因となるものではないだろうか。

注

- (1) 拙稿「武家平氏の公卿化について」(『九州史学』一一八・一一九号(一九九七))。
 - (2) 河内祥輔「治承元年事件および治承三年政変について」『日本中世の朝廷・幕府体制』(吉川弘文館、二〇〇七)。
 - (3) 田中文英『平氏政権の研究』(思文閣出版、一九九四)。
 - (4) 藤原季能は、すでに触れたように清盛の子基盛の娘を妻としているが、中村文氏が指摘するように(「藤原季能伝小考」『明月記研究』一一、二〇〇七)、基盛が早く亡くなっている上に、官途などもその婚姻関係によって恵まれたという形跡はないようである。季能は、クーデターの翌月内蔵頭に任じられているが、この人事も中村氏がいう以下のような背景を考慮しておくべきであろう。
- 「後白河院に経済的奉仕はしたものの、他の近臣のように国政に容喙することのなかった父俊盛と同様に、季能にも院との密接さを恃んで権力に関与する意志はないと見る平家側の判断もあったのでは

ないだろうか。弟長房が同月三十日に右馬頭に任じられていることを考え合わせるならば、父俊盛が経済力と姻戚関係を背景に子息たちの任官を願った可能性もあろうか。

(5) 藤原兼雅・平頼盛・藤原季能・同定能など。

(6) 注(1)拙稿。

(7) 四つの政変に共通した特徴の一つとして検非違使が多く処分対象になっていることがあげられる。この点については、米谷豊之祐『院政期軍事・警察史拾遺』(近代文芸社、一九九三) 参照。

(8) 『玉葉』安元二年四月一四日条(以下、安元二・四・十四のよう

に表記する)に「民部権少輔宗雅来談世間事等、其中有_レ関白愛少納言頭家_一間事_」(重家卿子也)、其面貌不_レ優美、不_レ足_二鍾愛_一之人也、近日無_レ他事云々……」と見え、基房と男色関係にあったらしい。

(9) 『玉葉』寿永二・一一・二二に「義仲内々示云、世間事申_二合松殿_一、毎事可_レ致沙汰云々」、『吉記』同日条に「天下庶勢入道関白殿御沙汰云々」とある。

(10) 河内祥輔『頼朝の時代―一一八〇年代内乱史―』(平凡社選書、一九九〇)。

(11) 『玉葉』文治二・正・四、同文治二・二・二六。

(12) 同前文治二・二・二〇、二・二六。

(13) 橋本義彦『太政大臣治革考』『平安貴族』(平凡社選書、一九八六、初出一九八二)。

(14) 注(2)河内氏論文。

(15) 『玉葉』治承四・七・一三。

(16) 樋口健太郎『藤原師長の政治的位置―頼長流の復権と貴族社会

―』(『古代文化』五七―一〇、二〇〇五)。

(17) 『玉葉』治承元・正・二三。

(18) 経宗の儀式作法は、長らく一つの規範として受け継がれ、中世後期に至っても「近古之有識、礼儀之規模也」という評価がなされていた(『薩戒記』応永三二・一〇・一)。その儀式作法については、細谷勘資「中御門(大炊御門) 経宗の儀式作法」『中世宮廷儀式書成立史の研究』(勉誠出版、二〇〇七、初出は一九九九) 参照。

(19) 注(1)拙稿。

(20) 注(1)拙稿。

(21) 注(2)河内氏論文。

(22) 資賢の権大納言に任じられた月日は、『公卿補任』でも不明であり、何故か兼実も書きとめていないが、九日に中納言となった師家が二五日に拝賀を行い、一月一日に資賢が拝賀を行っているので、九日の除目、もしくはその追加の処置で昇任したものと推測される。

(23) 『山槐記』治承四・二・五。

(24) 隆房は、後述するように高階泰経の婿でもあった。同時ではなく、清盛の死後に実現したのではないかと考えられる。

(25) 注(2)河内氏論文。

(26) 解官のショックが大きかったのか、蟄居していたのを開門するよう命じられたが、出仕しようとせず、法華経の読経と念仏の生活を送っていた(『山槐記』治承四・二・一九)。高橋昌明氏は実綱を清盛の妹の夫と比定されており(『平清盛 福原の夢』講談社、二〇〇七、第四章注6)、そのような自分がなぜ解官されたのか、彼自身理解できなかったのかもしれない。

(27) 菊池紳一「後白河院々司の構成とその動向」『学習院史学』一四

5二六、一九七八〜八〇。

(28) 撰関家庶流(道長の子長家の子孫、忠成子)。

(29) 定能は、兼実にとって後白河院への窓口として重要な存在であった。この点については、松島周一「院伝奏としての藤原定能―後白河院と藤原兼実の交渉をめぐる断章―」(『年報中世史研究』二二、一九九七)参照。

(30) 注(27)菊池氏論文。

(31) 兼実は、前述のように清盛の婿であり、基房の北政所の兄弟であり、師家にとっては叔父にあたる。一方、『梁塵秘抄口伝集』にも「定能・雅賢・実教など、蓮花王院にありし時、習ひあひたりしにぐして」と見え、後白河の近臣の一人であった。治承三年と寿永二年の際には極めて微妙な立場に立たざるを得なかった人物である。

(32) 『百練抄』 応保二・六・二三。

(33) 『古記』 養和二・三・二〇。

(34) 親宗の経歴については、中村文「平親宗」(『後白河院時代歌人伝の研究』笠間書院、二〇〇五、初出一九八五)参照。そこで指摘されるように親宗は、「遊女一臈」が生み建春門院猶子となっていた後白河院の皇子承仁を養育し(『山槐記』安元元・八・一六)、建春門院にも親しく仕えていた。

(35) 前掲中村氏の論文では、『玉葉』『明月記』などにみえる批判の記事をもとに親宗の人物評価を展開されているが、藤原兼実や定家の言を当時の一般評価とするには躊躇すべきものがある。例えば「小人」(寿永三・正・二七、同三・二・二)という文言など、兼実の常套句であり、勧修寺流藤原氏や公卿平氏らを家人と見なす撰関家の価値観を背景に考慮しておかねばならず、扱いに注意する必要がある。

(36) 『玉葉』 文治三・一二・四。

(37) 『玉葉』 治承四・七・二〇。

(38) 『弁官補任』 養和元年・寿永二年項。

(39) 『玉葉』 文治二・正・九。

(40) 『山槐記』 治承三・二・一一。

(41) 建久四・五・一〇の卒伝では安房国となっている。

(42) この時期の『吾妻鏡』には、頼朝に仕える時家の記事が散見する。

(43) 『玉葉』 文治二・正・二四。

(44) 『山槐記』 治承二・一一・一一、同四・三・九など。

(45) 彼女は、治承四年八月にも福原で子どもを産んでいる(『山槐記』治承四・八・一九)。

(46) 『山槐記』 治承二・一一・一一。

(47) 注(27)菊池氏論文。

(48) 『玉葉』 元暦元・七・二五。

(49) 注(27)菊池氏論文。

(50) この年の六月に基房に知行国(能登)が与えられたのも、兼実の弟兼房と同様、「泰経卿勸申法皇」したためかもしれない(『玉葉』元暦二・六・一〇)。

(51) 玉井力「院政」支配と貴族官人層(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇、初出一八九七)によれば、院政期において、外戚関係を梃子に大臣家に昇る家格となった諸家であり、子弟の昇進コースとして、近衛大将の任官と三位中将から中納言への直接昇進を取り込むことを可能にした「家」であった。

(52) 撰関家については、樋口健太郎「平安末期における撰関家の

「家」と平氏―白河殿盛子による「家」の伝領をめぐる―」（『ヒストリア』一八九、二〇〇四）・藤原師長の政治史的位置―頼長流の復権と貴族社会―」（『古代文化』五七―二〇、二〇〇五）、徳大寺家については、佐伯智弘「徳大寺家の莊園集積」（『史林』八六一―、二〇〇三）・同「二条親政の成立」（『日本史研究』五〇五、二〇〇四）、大炊御門流については、久保木圭一「清華家「大炊御門家」の成立―始祖藤原経実の婚姻関係を中心に―」（『日本歴史』六九七、二〇〇六）などがある。

(53) 『長秋記』大治四・八・四。

(54) 『尊卑分脈』によれば、忠雅の姉妹も家保の姉妹の子藤原公行と結婚している。

(55) 槇道雄「夜の関白と院政」（『院近臣の研究』続群書類従完成会、二〇〇一、初出一九九五）によれば、家忠の撰関就任を阻止した勅修寺流の顕隆と顕季流との間に、両流の特質の違いによる院近臣内部の対抗関係を指摘されている。

(56) 『長秋記』長承二・九・五。

(57) 撰関忠実の日記『殿暦』に次のような記事がある。

「西剋許、右大将来、仍対面、数剋及兼燭、被_レ出了、其次除目可_レ教之由被_レ、仍可_レ教之由示了、故殿仰事を依_レ思可_レ教之由示了……」（永久五・四・一三）

忠実の許に右大將家忠が訪ねてきて、除目の作法を教えてほしいと請われたので、「故殿」師実（忠実祖父、家忠の父）の教命を教えようと返答したという内容と考えられる。

(58) 家忠に日記があったかどうかは、確実な史料では確認できない。忠雅の弟忠親の日記に父忠宗の日記が忠雅の許にあり、それを忠親が

書写させてもらっている記事があり（『山槐記』永暦元・九・一〇）、原本は兼雅に伝来していたことが知られる（同前治承三・三・一三）。忠親の日記で、祖父家忠の先例が引勘されるが、主に父忠宗の日記を介してのようであり（同前永暦元・一〇・一一）、家忠の日記があったとしても彼らに伝来していなかったことは確かであろう。ただし、忠親は「富_二文書_一家」としても知られている（『玉葉』安元三・四・二九）。

(59) 二条親政については、注(52)佐伯智弘氏論文（二〇〇四）、注

(26)高橋昌明氏著書参照。

(60) 『玉葉』承安元・八・一〇、同八・二二。

(61) 承安三年に、基房は、公教女との間に生まれた「嫡童」隆忠の著袴に実房らとともに立会い、その腰を結んでいる（『玉葉』承安三・一二・八）。翌四年十一月の元服にも立会い、隆忠はその日正五位下に叙されているが、兼実が、「被立嫡子者可然、正員之外子息等不可叙正下敷如何」といぶかっているように（同前承安四・一一・一〇）、基房は嫡子にするとは決めていなかったらしい。

(62) 『玉葉』承安三・六・六、六・一一、『玉葉』仁安二・五・一一によれば、藤原師長も妻を離別し、清盛の婿になろうとしたことが噂になっていた。

(63) 『扶桑略記』同日条。

(64) 上川通夫「一切経と中世の仏教」（『年報中世史研究』二四、一九九九）。上川氏はこの法会の創始について次のように指摘されている。

「平等院の一切経については、書写事業の存在を伺える史料がない。推定であるが、道長発願の一切経だったと思われる。道長の

「銀泥一切経」は、没後に頼通が完成させ、自邸で供養し、伝領した宇治別業の寺に納めた。(中略)さらに推測するならば、道長が発願し、平等院に納められた一切経は、倉然請来の宋版本を底本として書写されたのであろう。また、焼失した法成寺は、頼通が再建を進めた。ここにも新たな一切経が施入されたい。二セットの一切経は、院政下において、摂関家の政治的立場をよく示すことになる」

(65) 例えば、摂政時には、同じ三月三日に行われる朝廷の御燈祓に参仕しなければならず、その際には家司を派遣して管領させた。御燈祓については、佐藤厚子「御燈」考(『梶山女学園大学研究論集』三八、二〇〇七)参照。

(66) 『玉葉』嘉承三・三・三三。

(67) 注(52)樋口健太郎氏論文(二〇〇四)。

(68) 更に三月二三日には、師家の左中将拜賀があり、石清水八幡宮に参籠中の後白河のもとに師家が参上する際に忠雅が駆けつけたこと(『山槐記』治承三・三・二三)も、同様の文脈で理解できよう。

(69) 『山槐記』『玉葉』の治承三・四・二一。この時中宮使平基親と馬寮使の藤原為保は、たいした装束でなかったにもかかわらず、新制を破ったということで処分を受けたのに対し、派手な顕家と維盛には処分がなかった。忠親は「被」優「権門」歟」といふかっている(『山槐記』同三・四・二三)。

(70) 『山槐』治承三・三・二六。

(71) 同前六・四、六・七。清盛も福原から一緒に厳島に向っている。

(72) 『玉葉』治承四・二・二三、同六・九。

(73) この「自筆記」について、細谷勘資「摂関家の儀式作法と松殿基

房」『中世宮廷儀式書成立史の研究』(勉誠出版、二〇〇七、初出は一九九四・拙著『王朝日記論』(法政大学出版局、二〇〇六)では、基房自身の自筆日記と解釈したが、高橋氏は前掲書(注26)で、「忠雅は、累が及ぶのを恐れ閉門蟄居していたが、基房関係の文書の提出を命ぜられた際に自筆の日記が紛失し、焼き捨てられたと落胆している」とし、忠雅の「自筆記」と解釈された。この点については、高橋氏の解釈が正しいと考えられ訂正しておきたい。ただし、「前関白文書」は基房所蔵の文書であり、関白邸の「出居風爐」での焼却され、それによって何らかの証拠隠滅が行われたという推測は可能であろう。

(74) 『山槐記』治承三・一一・二八。

(75) 『百鍊抄』治承三・一一・二八。

(76) 『山槐記』治承三・二二・一六。『百鍊抄』によれば、治承五年六月二八日に「入道関白」に返されている。

(77) 公事情報については、注(73)の拙著参照。